

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る資金不足比率の公表について

1. 資金不足比率の定義

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額が事業規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 (\%)$$

$$\begin{aligned} \text{※資金不足額} &= (\text{流動負債} + \text{建設改良費以外の地方債現在高(注1)} - \text{流動資産}) \\ &\quad - \text{解消可能資金不足額(注2)} \end{aligned}$$

(注1) 欠損金を生じたことによる営業資金の不足を補うため、地方公営企業法第45条の規定により起こした赤字債と退職手当債の財政再建債、災害復旧事業の資金に充てるために起こした地方債の残高

(注2) 流動負債 + 建設改良費以外の地方債現在高 - 流動資産 > 0であれば算入

$$\text{※事業の規模} = \text{営業収益} - \text{受託工事収益}$$

2. 資金不足比率の算定数値(決算額)

(単位:円)

項 目		決 算 額
資金不足額	流動負債 A	221, 284, 557
	建設改良費以外の地方債残高 B	0
	流動資産 C	2, 140, 802, 218
	解消可能資金不足額 D	0
	(A+B-C) - D	<b>△1, 919, 517, 661</b>
事業の規模	営業収益 E	1, 382, 601, 292
	受託工事収益 F	60, 927, 727
	E-F	<b>1, 321, 673, 565</b>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 1,919,517,661}{1,321,673,565} \times 100 (\%) = \text{—} \%$$

(資金不足比率は、資金不足額の発生がない場合は「—」で表示。)

三井水道企業団水道事業の企業債には、建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、資金不足額は、流動負債から流動資産を控除して算出することになり、流動資産が流動負債を1, 919, 517, 661円超過しているため、資金不足額は発生していない。